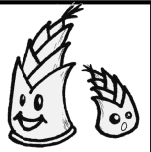


竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第20号



竹ん子の会 会長 吉井博

電話 090-4473-7798

平成25年2月22日

第9回口頭弁論が行われました



傍聴者が多いことから裁判所の配慮により、一番大きい法廷で口頭弁論が行われました。原告席の10名を含めると約70名が入れるのですが、ほぼ満員でした。傍聴に来ていただいた方々、本当にありがとうございました。

第9回口頭弁論の前に弁護団と原告で作成してきた時系列表を、裁判所に提出しています。また今回、町長が自己資金調達確認義務を怠っていた事実に関して、原告の主張をさらに補充する書面を法廷の中で野方弁護士が読み上げました。

この時系列表や書面が欲しいという方は、事務局までお問い合わせください。

裁判後報告会

裁判後、京町会館に移動して報告会を行いました。今回の裁判で読み上げられた主張は、〇〇氏が補助金を目的外で使用し有罪が確定した事件の取調べ記録に基づいた内容です。

その記録には町が補助金を会社に出す直前に、自己資金調達の確約書を作成した〇〇氏が、〇〇氏から補助金を受け取り、それを自己の借金や生活費などにあてたという供述がありました。つまり、当時〇〇氏は自己資金調達どころか、生活に困窮していたことが推測され、このような人物が出した融資確約書（二回出され、しかも二回とも金額も金利も示されていなかった）を山本町長は資産調査などの確認もせず安易に約3億円もの補助金を交付したことになり、町長としての義務を怠ったというのが今回の私たちの主張です。このような説明を弁護士の先生方より丁寧に説明していただきました。



時系列表を見ながら熱心に聞く町民

*「竹ん子の会」のホームページもご覧ください <http://takebio.mifune.org>

活かされなかった！

春野町視察

前回(19号)のニュースレターで裏面に掲載した証拠について説明します。
御船町職員が春野町を視察した際の旅行復命書によると、春野町職員から以下のような助言を受けていたことが記載されています。

- ・参加業者次第では初めは対応がいいが事業が進んでくると行政の考えを聞かず、自社の利益だけを追求するようになる
- ・行政が基本姿勢をもち進めていくことが必要であり、自分たちの目で確かめ、調査することが重要だ
- ・〇〇先生のおっしゃるとおりにするのではなく、一つ一つ考えながら物事を進めること

春野町は御船町に先行して竹バイオマス事業が行われ、途中で事業が頓挫し、国へ補助金を返した町です。その上その事業には別役氏が関わっていました。


視察は、御船町が竹バイオマス事業の正式な手続きを始める前に行われていたので、この助言をきちんと受け止め、慎重に調査をすれば、大きな被害を町民が被ることはなかったはずです。

第10回口頭弁論の日時が決まりました！

日時 平成25年5月10日(金) 午前 10時~

皆様是非傍聴においで下さい。

…大切にしたいこと…

- ・御船竹バイオマス問題の真相究明 
- ・「今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。

平成24年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで